

# 宮城県

精神障害者が地域で自分らしく暮らしていくための  
地域移行の取組につなげていこう

宮城県では・・・

精神障害者が地域で自分らしく暮らしていくために、支援者の連携等を圏域ごとに検討してきたこと及び今後の震災後の心のケアについての検討の継続が、ひいては精神障害者にも対応した地域包括ケアにつながっていくと考えています。

## 1 県又は政令市の基礎情報

## 宮城県



## 取組内容

- 地域移行支援会議にて圏域の課題を検討。
- 自立支援協議会精神障害部会にて県内の課題等を検討
- 研修会の開催

## 基本情報

障害保健福祉圏域数	7カ所		
市町村数 (H28.12.1現在)	35市町村		
人口 (H28.12.1現在)	2,329,109人		
精神科病院の数 (H28.10.1現在)	37病院		
精神科病床数 (H28.10.1現在)	6,196床		
入院精神障害者数 (H26年6月末)	3か月未満：1,024人 (19.2%)		
	3か月以上1年未満：910人 (17.0%)		
	1年以上：3,407人 (63.8%)		
	うち65歳未満：1,248人		
	うち65歳以上：2,159人		
退院率 (H26年6月末)	入院後3か月時点：53.4%		
	入院後6か月時点：76.9%		
	入院後1年時点：88.0%		
相談支援事業所数 (H28年3月末)	基幹相談支援センター：6ヶ所		
	一般相談事業所数：44ヶ所		
	特定相談事業所数：120ヶ所		
障害福祉サービスの利用状況 (H28年3月)	地域移行支援サービス：6人		
	地域定着支援サービス：5人		
保健所 (H28年4月1日現在)	7カ所		
自立支援協議会精神部会の開催頻度 (H28年度)	2回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有・無	1カ所
	障害保健福祉圏域	有・無	7カ所
	市町村	有・無	32カ所
精神保健福祉審議会 (H28年度)	1回/年、委員数17人		

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

精神障害者が、地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域の実情に応じた支援体制ができる

推進中の地域包括ケアの内容を精神障害者にも対応したものに想定すると...

**保健医療機関**

- 病院
- 診療所
- 精神科デイケア
- 精神科訪問看護
- 薬局

**障害福祉・介護関係機関**  
(障害福祉サービス)

- 相談支援専門員
- 居宅介護・生活介護等事業所
- グループホーム等
- 就労支援等の事業所 (介護保険サービス)
- 介護支援専門員
- 訪問介護・通所介護等事業所
- グループホーム、老人ホーム等

**地域の人たち**

- 近隣住民
- 自治会・町内会
- ボランティア・傾聴の会
- 家族会（相談・交流）
- NPO法人
- サポートセンターの支援員 など

**様々な相談窓口**

- 市町村（精神保健・福祉一般相談）
- 基幹相談支援センター（障害）
- 相談支援事業所（福祉相談）
- 地域包括支援センター（高齢）
- 保健所（精神保健専門相談）
- 障害者就業・生活支援センター（就労）
- ハローワーク（就労）
- 発達障害者支援センター（発達障害）
- 精神保健福祉センター（困難な相談）

**住まい**

**本人・家族**

**コーディネート**

**社会参加（就労）**

- 事業所（就労先）
- 当事者の会
- ピア・サポート活動
- 学校

**見守り**

**地域の事業所**

- 商店街 公民館
- 宅配業者
- 銀行 郵便局
- 警察 交番 など

バックアップ

市町村ごとの協議の場（自立支援協議会や地域ケア会議など）

バックアップ

障害保健福祉圏域ごとの協議の場（保健福祉事務所ごとの地域支援会議や精神保健福祉連携会議等）

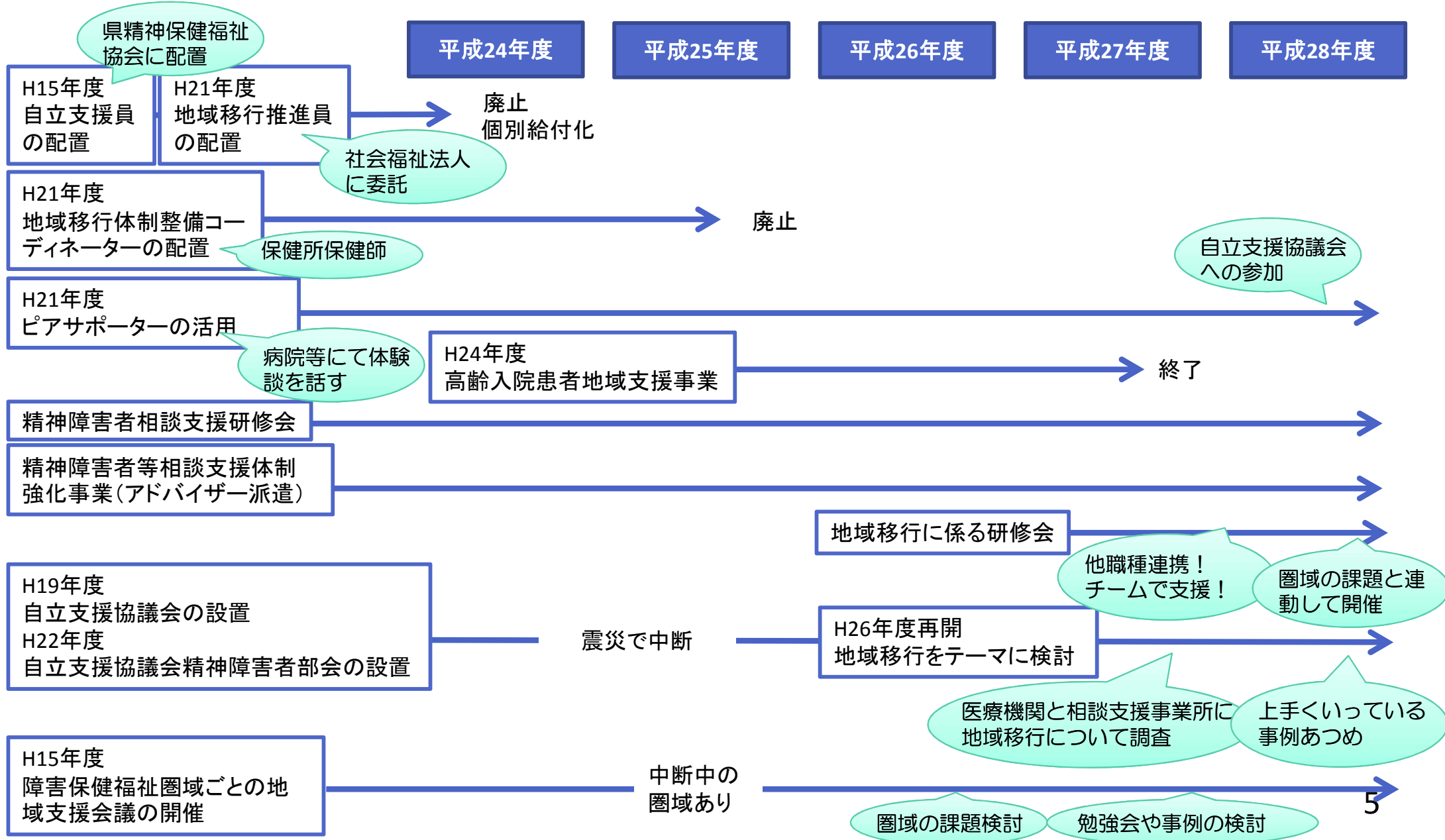
バックアップ

都道府県ごとの協議の場（自立支援協議会や精神保健福祉審議会等）

## 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(〇〇市の場合)
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(大崎圏域の場合) 精神障害者地域支援会議（精神障害者地域生活広域調整等事業）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の地域生活への移行・定着に向けた支援の推進と体制整備</li> <li>・精神障害者の退院に向けた支援への課題の検討と方策の検討</li> </ul>
	協議の結果としての 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携パス作成，地域の資源集の作成，退院支援のポスターの作製</li> <li>・会議・ワーキングを通じて支援者同士の顔の見える関係ができ，連携がしやすくなった。</li> <li>・地域連携パス等を活用後の実態についての意見交換を通じ、更に課題が明確化された。</li> </ul>
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	宮城県自立支援協議会精神障害者部会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	・精神障害者のよりよい地域生活に向けて，県内の精神障害者の支援体制と支援内容の充実を図るための実態把握とその課題解決のための検討
	協議の結果としての 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の地域移行の好事例の収集</li> <li>・支援者の連携の下地としての障害福祉のサービス事業所等向け研修会の開催</li> </ul>

# 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯



## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

### 特徴(強み)

1. 障害者健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉の検討や研修を開催をしている。また、圏域での課題の検討や地域連携パスの作成の検討や通して常時連携が取れるようになってきた。

### 課題

1. 県でも圏域ごとでも地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた検討は未実施
2. 市町村の地域自立支援協議会では精神分野の検討部会等が少ない

指標の推移	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1年以上の精神科病院在院患者数（各年6月30日現在）（人）	5,337人	5,247人	
地域移行支援利用者数（各年度3月末時点）（人）	4人	4人	6人
ピアサポーターの養成者数※（実人数）（人） ※ピアサポーターの養成を目的とした取組を実施している場合	— （以前に養成したピアサポーター10人）	—	—
ピアサポーターの活動者数（実人数）（人）	1人	1人	0人

### 平成28年度の目標と達成状況の方向性(暫定評価)

圏域に取組みの差はあるものの、圏域の課題にあわせて多職種連携の研修等を開催し、今後とも継続していく。地域移行の退院後生活環境相談員の意見交換会が開催できていないことから、必要性和方法の検討が必要である。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

### 平成29年度の目標

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての議論する場の検討
2. 地域移行についての事業は継続して実施し、圏域ごとの連携検討・研修を行う

時期(月)	実施内容	担当
通年	・県における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを議論する場の検討	障害福祉課
6月・1月 (予定)	・自立支援協議会精神障害者部会での協議	障害福祉課
通年	・精神障害者等相談支援体制強化事業(アドバイザー派遣)	障害福祉課
通年	・保健福祉圏域ごとの地域支援会議の開催(地域移行についての課題等の検討, 勉強会, 事例検討など)	各保健福祉事務所
未定	・地域移行研修会の開催	精神保健福祉センター